

人事委員会勧告
速報号

茨城県職新聞

【発行所】茨城県職員労働組合連合
〒310-8555 水戸市笠原町 978-6
☎ 029-301-6135
FAX 029-301-6143
【発行責任者】須之内 浩二
【定価】10円
(組合員の購読料は組合費に含む)

月例給引上げ (改定額 3,366円 0.90%) ボーナス 0.10月増 (年間 4.40月→4.50月)

給与勧告等のポイント

【民間給与との比較】

月例給	較差	3,377円	(0.90%)
		(民間 377,591円	職員 374,214円)
ボーナス	差	0.11月	
		(民間 4.51月	職員 4.40月)

【公民較差に基づく給与改定】

○給料表

行政職給料表は、若年層に重点を置き、全級全号給の給料月額を引上げ(引上げ額:12,000円から1,000円)、大学卒初任給を10,700円、高卒初任給を12,000円引上げ

○ボーナス

支給月数の引上げ(4.40月→4.50月:0.10月分)
期末手当及び勤勉手当に均等に配分

年度	手当	6月期	12月期
2023	期末	1.20 (支給済み)	1.20 → 1.25
	勤勉	1.00 (支給済み)	1.00 → 1.05
2024	期末	1.20 → 1.225	1.20 → 1.225
	勤勉	1.00 → 1.025	1.00 → 1.025

実施時期:2023年4月1日に遡及改定
(ボーナスは2023年12月期で改定)

再任用(定年前再任用短時間勤務職員等)
年間2.30月→2.35月(0.05月分増)
2023年度は12月期に加算1.15月→1.20月

【在宅勤務等手当の新設】

一定の期間以上継続して、一か月あたり10日を超えて在宅勤務等を行う職員に対し、月額3,000円の手当てを支給

【その他】

- ア 会計年度任用職員の給与
勤勉手当の支給及び給与改定について、対応の検討が必要
- イ 給料の調整額及び特殊勤務手当
勤務環境の変化等を考慮し、見直しの検討が必要
- ウ 給与制度のアップデート
人事院が表明した給与制度のアップデートの取組について、注視が必要

【職員の給与】

二年連続で月例給

ボーナスにも引上げ

若年層が在職する号給に重点を置き、全級全号給の給料月額を引上げ。

【公務の運営】

①多様で有為な人材の確保

採用試験の不断の見直しなどにより、技術系職種を始め本県職員志望者の増加を図ることが必要。

また、民間人材の活用や積極的な障害者雇用の推進等に引き続き取り組むことが必要。

②人材の育成と能力・実績に基づく人事管理の推進等

ア 人材の育成

研修や人事交流などの能力開発の支援策の充実を通じて、人材育成に引き続き取り組む。

イ 能力・実績に基づく人事管理の推進

適切な人事評価を行い、給与や人事管理に的確に反映するとともに、評価結果のフィードバックを通じて、職員の勤務意欲の向上等に努めることが重要。

ウ 女性の採用及び登用の促進

女性職員のキャリア形成事例や子育て支援制度等の積極的な広報により、女性

受験者の確保に努めることが必要。

組織の能力を十分に引き出すために、引き続き意欲と能力のある女性職員の登用が重要。

③勤務環境の整備

ア 柔軟な働き方への対応

既存制度の利用状況の検証等を行うにつれ、更なる制度の整備・検討と一層の利用促進を図ることが必要。

イ 仕事と生活の両立支援

引き続き、各種支援制度の利用促進を図ることが必要。

ウ 長時間労働の是正等
引き続き、業務量に応じた適切な体制を維持しつつ、各職場において時間外

勤務の縮減が必要。

エ 健康づくりの推進

引き続き、職員の健康づくりの推進が必要。
オ ハラスメント防止対策
職員の勤務意欲の向上、心身の健康及び良好な勤務環境の実現のため、引き続き、ハラスメントの防止等の取組を進めることが必要。

④公務員倫理の徹底

県民の信頼に応えるべく、誠実かつ公正に職務を執行するよう、引き続き公務員倫理等の徹底を図ることが必要。

※ 詳細は次回県職新聞に掲載します。

2023 確定交渉がスタート

- 第1回地公労交渉
10月20日(金) 15:00 ~
- 第1回県職・現業交渉
10月26日(木) 10:00 ~

